定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ラックと称し、英文では LAC Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1)情報システムの企画、設計、開発、構築、管理、保守、運営、賃貸および販売ならびにこれらの受託、指導およびコンサルティング
 - (2)情報システムに関するソフトウエア、ハードウエアの企画、開発、製造、保守および販売
 - (3)情報システムに関する教育、研修および訓練
 - (4)コンピュータによる受託計算業務
 - (5)コンピュータに関する各種ハードウエアおよび各種ソフトウエアの電子商取引に関する 一切の業務
 - (6) コンピュータシステム、施設、回線等の賃貸および転貸
 - (7)インターネットへの接続サービス
 - (8) インターネットを利用したソフトウエア利用に関するサービス
 - (9) インターネットを利用した通信販売および業務処理サービス
 - (10) その他インターネットを活用する付随サービス
 - (11)情報処理サービス、情報通信サービス、情報提供サービスおよびその他情報サービス全般
 - (12)情報システムおよび情報サービスに関する調査、研究、開発およびコンサルティング
 - (13) 図書刊行物の出版、編集および翻訳
 - (14) 労働者派遣事業
 - (15) 有料職業紹介事業
 - (16) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - (17)貨物利用運送業
 - (18) 古物の売買業
 - (19) コンピュータ機器および周辺機器の古物に関する斡旋、販売および賃貸借に関する業務
 - (20) コンピュータにかかわる災害復旧支援事業
 - (21) 金融に関する視察、セミナー、研修の企画・実施および受託
 - (22)システム関連設備の管理に関する業務
 - (23) 建築工事、土木工事の設計、施工、管理および請負
 - (24) 経営に関するコンサルティング
 - (25) 投資業
 - (26)不動産の売買、賃貸、管理およびその斡旋ならびに仲介
 - (27) 損害保険代理店業務および生命保険の募集に関する業務
 - (28) メンタルヘルスケアおよびカウンセリングサービス
 - (29) 探偵業
 - (30)警備業
 - (31)企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託
 - (32)前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する 方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の 株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他 株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等につ いては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は 必要がある場合に招集する。
 - 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が 招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が招集する。
 - 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使 することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権 を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の2以上をもって行う。

(議 事 録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが できる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締 役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の規定に従い、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が当該取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事 録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第42 3条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から 法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項 の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条 第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監 査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第4 23条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額か ら法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株 主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

- 第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとき は、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

沿革

平成19年10月1日制定 平成21年6月23日改定 平成21年11月12日改定 平成22年6月24日改定 平成23年6月23日改定 平成24年6月22日改定 平成25年6月20日改定 平成25年6月20日改定 平成27年6月23日改定 平成27年6月23日改定 平成28年6月21日改定 令和4年6月22日改定 令和5年3月2日改定